

堺市上下水道局組織改革等推進委員会要綱

(設置)

第1条 上下水道局が発注した浅香山町3丁ほか配水管布設工事（令和3年度施工）等で明らかになった不適切な職務遂行が起きた原因や問題点等を検証し、徹底的な組織改革のもと、公平・公正な職務遂行を確保するため、堺市上下水道局組織改革等推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業務体制の改革に関する事項
- (2) 組織の体質及び職員意識の改革に関する事項
- (3) 仕事環境の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、組織改革の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、上下水道局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、上下水道局次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、上下水道局次長（企業経営担当）がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する職員で組織する。
- 3 作業部会は、その運営の状況及び結果について委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事業サポート課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

サービス推進部長

サービス推進部部理事（業務管理担当）

水道部長

下水道管路部長

下水道施設部長

経営マネジメント担当課長

工事検査担当課長

技術力強化担当課長

事業サポート課長

事業サービス課長

給排水設備課長

水道事業調整課長

下水道事業調整課長

下水道施設課長